

東京都初回産科受診料支援事業（性と健康の相談センター事業の一部）

資料6

国事業

<国の取組>

令和5年度から「低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業」を開始（令和6年度も継続）

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成する。

【対象】 ①住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦
②家庭の状況などにより親からの経済的な援助が期待できない者等

【事業内容】 初回の産科受診料を補助、把握した妊婦に必要な支援が提供されるよう関係機関と連携

【実施主体】 区市町村

【補助率等】 **国 1/2、区市町村 1/2**（補助単価：1件当たり10,000円）



【都】令和6年度取組

低所得の妊婦等を必要な支援につなげるため、**初回産科受診料の費用助成を行う区市町村の取組を支援**

国 1/2、区市町村 1/2 ⇒ 国 1/2、都 1/4、区市町村 1/4（令和6年度から3年間）

令和6年度予算額：5,625千円